

各専門部会会議要旨

(消費者教育部会)

消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第20条に規定する
消費者教育推進地域協議会としても位置付け

- ・平成30年度第1回消費者教育部会 会議要旨（平成30年10月25日開催） 【資料1 - 1】
- ・平成30年度第2回消費者教育部会 会議要旨（平成31年3月8日開催） 【資料1 - 2】

(地域安全確保部会)

- ・平成30年度第1回地域安全確保部会 会議要旨（平成30年12月12日開催） 【資料1 - 3】
- ・平成30年度第2回地域安全確保部会 会議要旨（平成31年3月14日開催） 【資料1 - 4】

大阪市消費者保護審議会 平成30年度第1回消費者教育部会 会議要旨

- 1 日時 平成30年10月25日（木） 午前10時～正午
- 2 場所 大阪市役所4階 市民局 第1・2会議室
- 3 出席者 (委員)
木全委員、出相委員、畑委員、松井委員

(本市)
東中市民局地域安全担当部長
谷消費者センター所長
津村消費者センター副所長
前川消費者センター担当係長
- 4 議題
 - (1) 消費者教育推進地域協議会について
 - (2) 部会長代理の選出について
 - (3) 平成30年度運営方針（高齢者及び若年者の消費生活の安心の確保）にかかる中間振り返り及び今後の取り組みについて
 - ・高齢者を対象とした消費者教育の推進
 - ・若年者を対象とした消費者教育の推進
 - ・消費者センターの有用性の認知度の向上
- 5 議事要旨
 - (1) 消費者教育推進地域協議会について
10月11日に開催された第56回消費者保護審議会で、当部会が「消費者教育の推進に関する法律」第20条に規定されている「消費者教育推進協議会」の役割を果たすことが確認されたことについて、あらためて事務局より説明を行い、確認を行った。
 - (2) 部会長代理の選出について
出相部会長から、部会長代理として松井委員が指名された。
 - (3) 平成30年度運営方針（高齢者及び若年者の消費生活の安心の確保）にかかる中間振り返り及び今後の取り組みについて
平成30年度市民局運営方針（案）重点的に取り組む主な経営課題3【高齢者及び若年者の消費生活の安心の確保】のうち、主に消費者教育を対象とするもの（3-1【高齢者を対象とした消費者教育の推進】、3-3【若年者を対象とした消費者教育の推進】及び3-4【消費者センターの有用性の認知度の向上】）を中心に各種事業の取り組みと中間振り返りについて、事務局より説明するとともに消費者センターが作成した映像コンテンツの視聴を行い、各委員から質問や意見があった。

(主な意見)

- ・地域活動の場を活用した高齢者への消費者教育の推進について
- ・留守番電話や電話貼付型のステッカーの活用について
- ・PTA、中学・高校の総合学習の時間、大学の初年時教育を活用した若年者への消費者教育の推進について
- ・若年者を対象とした消費者教育における当事者意識の重要性について
- ・民間事業者との包括連携や消費者月間を活用した消費者センターの有用性の認知度の向上について

大阪市消費者保護審議会 平成30年度第2回消費者教育部会 会議要旨

- 1 日 時 平成31年3月8日(金) 午後1時～午後3時
- 2 場 所 大阪市役所地下1階 共通第4会議室
- 3 出席者 (委員)
家本委員、木全委員、出相委員、畑委員、松井委員

(本市)
谷消費者センター所長
津村消費者センター副所長
前川消費者センター担当係長
- 4 議 題
(1) 次年度の消費者教育の取り組みとその目標について
- 5 議事要旨
(1) 次年度の消費者教育の取り組みとその目標について
平成31年度市民局運営方針(案)に沿って事務局より次年度の消費者教育の取り組みとその目標について説明があった。

(主な意見)
 - ・高齢者の年代や居住状況に応じた高齢者への教育について
 - ・消費者センターに相談しやすいような環境づくりについて
 - ・中学・高校や大学と連携した若年者への教育について
 - ・映像コンテンツを活用した消費者教育のあり方について

大阪市消費者保護審議会 平成30年度第1回地域安全確保部会 会議要旨

- 1 日 時 平成30年12月12日（水） 午後1時～3時
- 2 場 所 大阪市役所4階 市民局 第4～6会議室
- 3 出席者 （委員）
井上委員、堀野委員、水上委員、山口委員、湯谷委員

（本市）
東中市民局地域安全担当部長
津村消費者センター副所長
前川消費者センター担当係長
- 4 議 題
 - （1）部会長代理の選出について
 - （2）平成30年度運営方針（高齢者及び若年者の消費生活の安心の確保）にかかる中間振り返り及び今後の取り組みについて
 - ・地域における高齢者の支援機能の向上
 - ・消費者センターの有用性の認知度の向上
- 5 議事要旨
 - （1）部会長代理の選出について
水上部会長より、部会長代理として堀野委員が指名された。
 - （2）平成30年度運営方針（高齢者及び若年者の消費生活の安心の確保）にかかる中間振り返り及び今後の取り組みについて
平成30年度市民局運営方針（案）重点的に取り組む主な経営課題3【高齢者及び若年者の消費生活の安心の確保】のうち、主に高齢者の支援を対象とするもの（3-2【地域における高齢者の支援機能の向上】及び3-4【消費者センターの有用性の認知度の向上】）を中心に各種事業の取り組みと中間振り返りについて事務局より説明を行った。その後、今後予定している今年度の取り組みについて事務局より説明を行い、消費者教育用動画の作成や訪問販売お断りステッカー作成の参考として、他都市等が作成している内容を確認し、各委員から質問や意見があった。

（主な意見）
 - ・既存のネットワークとの連携について
 - ・講座受講者に対するフォローアップについて
 - ・啓発動画の内容及び活用方法について
 - ・訪問勧誘お断りステッカーのデザインについて

- ・ 広報内容と対象について
- ・ 区役所附設会館、NPOや企業との連携について
- ・ 子どもが参加できるような仕組みについて
- ・ 相談対応の形態の多様化について
- ・ アンケート調査における満足度調査の手法について

大阪市消費者保護審議会 平成30年度第2回地域安全確保部会 会議要旨

- 1 日 時 平成31年3月14日(木) 午前10時～正午
- 2 場 所 大阪市役所 地下1階 第5共通会議室
- 3 出席者 (委員)
井上委員、堀野委員、水上委員、山口委員、湯谷委員

(本市)
谷消費者センター所長
津村消費者センター副所長
前川消費者センター担当係長
- 4 議 題
(1) 次年度の地域における消費者被害防止の取り組みとその目標について
- 5 議事要旨
(1) 次年度の地域における消費者被害防止の取り組みとその目標について
平成31年度市民局運営方針(案)に沿って事務局より次年度の地域における消費者被害の防止に向けた取り組みとその目標について説明があった。
(主な意見)
 - ・高齢者を見守る支援者向けの広報、啓発内容について
 - ・高齢者を見守る支援者層の拡大のための関係機関、団体との連携について
 - ・消費者センターの有用性の効果的な広報について
 - ・SNSの活用や学校との連携など若年者への認知度向上の取組について